

ひとまちキラリまちづくり活動助成

(「“はじめの”いっぽ」部門および「“そのさき”いっぽ」部門) 実施要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、公益財団法人 草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」といいます）が実施する「ひとまちキラリまちづくり活動助成」（以下「ひとまちキラリ助成」といいます）について必要な事項を定めます。

【目 的】

第2条 ひとまちキラリ助成は、市民等による自主的で公益的なまちづくり活動（以下「活動」といいます）への助成等を通じて、草津市における、創意工夫あふれる魅力的なまちづくりをすすめることを目的とします。

【部 門】

第3条 ひとまちキラリ助成には、新たに活動を始める個人および団体の立ち上げを支援する「“はじめの”いっぽ」部門と、立ち上げ期を経た団体がステップアップを図るために行う事業の充実または新たな事業の実施を支援する「“そのさき”いっぽ」部門を設けます。

【財 源】

第4条 助成金は事業団の自主財源の他、草津市補助金、市民公益寄付金により構成します。

【対象者】

第5条 「“はじめの”いっぽ」部門に応募できるのは、これから活動を始めようとする、または助成対象年度の4月1日時点で活動を始めた日から2年に満たない個人および団体とします。

2. 「“そのさき”いっぽ」部門に応募できるのは、助成対象年度の4月1日時点で2年間を超える活動実績があり、かつメンバーが5人以上の団体とします。ただし、同部門で通算2回の助成を受けたことのある事業は応募できません。

【助成対象の分野】

第6条 助成の対象となる活動は、草津市内での自主的で公益的な活動とし、分野は問いません。ただし、政治、宗教、営利活動等を目的とするものは除きます。

2. 応募の際、助成期間中に他の制度による助成金等を受けることが既に決まっている場合は対象となりません。

【助成対象の期間と回数】

第7条 助成対象の期間は、助成決定の翌年度を初年度とし、「“はじめの”いっぽ」部門は2年間を、「“そのさき”いっぽ」部門は1年間を限度とします。ただし、「“そのさ

き”いっぽ」部門での助成は通算2回までとします。

【助成の額と対象経費】

第8条 助成の額は、助成対象となる活動の経費からその活動によって得られる収入を除いた額以内で、部門ごとに次の額を限度として理事長が定めます。なお、助成決定後の助成額の増額は行いません。

「“はじめの”いっぽ」部門 初年度は上限5万円、翌年度は上限10万円

「“そのさき”いっぽ」部門 1年間で上限20万円

2. 助成の対象となる経費は、活動に必要な直接経費のうち、別表1のとおりとします。

【応募方法】

第9条 助成に応募する方は、応募しようとする部門のまちづくり活動提案書（様式第1号または様式第2号）を、期日までに理事長に提出するものとします。

2. 応募の際、必要に応じて補足説明のための資料等の提出を求める場合があります。

【審査】

第10条 理事長は助成の決定にあたり、審査会を設置し審査を行います。

2. 審査会は、第9条により提出された書類およびヒアリングの内容を、審査基準（別表2）に基づき、次の1次審査および2次審査の2段階による審査を経て候補団体および必要に応じて次点団体を選定し、理事長に推薦します。

部 門	“はじめの”いっぽ		“そのさき”いっぽ	
	1次審査	2次審査	1次審査	2次審査
審査内容	応募書類のみ	応募書類+ヒアリング	応募書類のみ	応募書類+プレゼンテーション

(1)「“はじめの”いっぽ」部門のヒアリングと、両部門の審査会は非公開とします。

「“そのさき”いっぽ」部門のプレゼンテーションは公開とします。

(2) 2次審査においては、1次審査の結果を加算することなく、2次審査の結果のみで評価します。

3. 「“はじめの”いっぽ」部門における2年目への継続については、第14条により提出された1年目の実績報告書等と第17条の成果発表会の内容に基づいた審査会による承認を必要とします。

4. 前項の審査会による継続承認を得られなかったときは、取り消し通知（様式第3号）により速やかにお知らせします。

【助成の決定】

第11条 理事長は、審査会から受けた候補団体の推薦を尊重し、助成団体を決定します。

2. 理事長は助成を決定したときは、助成決定書（様式第4号または第5号）により該当する応募者（以下「助成対象者」といいます）にお知らせし、また、助成の対象とならなかった応募者にも書面でお知らせします。

3. 「“はじめの”いっぽ」部門において、前条第3項の審査会による2年目への継続承認

を受けた助成対象者は、まちづくり活動計画書（2年目）（様式第6号）を事務局と協議のうえ、期日までに理事長に提出するものとします。

4. 理事長は、前項のまちづくり活動計画書を受けたときは、改めて審査会を開催し、2年目の活動内容および助成額について審査を行います。
5. 理事長は、前項の審査結果を受け、2年目の活動内容および助成額を決定します。また決定後は、助成額決定書（様式第7号）により、速やかに助成対象者にお知らせします。

【助成金の請求】

第12条 助成対象者は、前条に規定する決定書の通知を受けたときは、助成金請求書（様式第8号）により、理事長に助成金の概算払いを請求するものとします。

【助成金の交付】

第13条 理事長は、前条の助成金請求書が提出されたときは、第11条による決定書に記載された額を助成対象者に交付（概算払い）します。

【実績報告】

第14条 助成対象者は、各年度の助成対象事業が完了したときは速やかに、実績報告書（様式第9号、第11号または第13号）に活動報告書（様式第10号、第12号または第14号）ほか関係書類を添えて、理事長に報告するものとします。

【助成額の確定】

第15条 理事長は、前条の報告を受け助成の額を確定したときは、助成金確定書（様式第15号）により助成対象者にお知らせします。

【助成金の精算】

第16条 助成対象者は、前条により確定した助成金の額が、第13条により交付した額を下回るときはその差額を返還するものとします。

【成果発表会】

第17条 助成対象者は、事業団が開催する成果発表会に参加し、活動の実績および成果の発表を行うものとします。

【助成事業の広報】

第18条 助成対象者は、助成対象事業の実施にあたって、ポスター、プログラム等を作成する際、また、助成対象者や対象事業が新聞や広報誌等で取材を受ける際には事業団「ひとまちキラリ助成」により実施する旨を積極的に広報することとします。

【助成金の返還】

第19条 理事長は、この要綱の内容に助成対象者が違反したとき、または、活動およ

び団体が助成対象として適切でないことが判明したときは、助成金の全部または一部について、取り消しまたは返還を要求することができるものとします。

【個人情報の取り扱い】

第20条 まちづくり活動提案書（様式第1号）等の提出書類に記載された個人情報は、事業団特定個人情報取扱規程に基づき厳重に取り扱うとともに、ひとまちキラリ事業以外には利用しません。

【助成対象者への支援】

第21条 事業団は、助成対象者がその目的に沿った活動ができるよう、必要に応じた伴走支援に努めます。

2. 事業団は、助成対象者の活動がより充実しさらに発展するものとなるよう、実務講座等の学習機会や交流の場を提供します。

3. 助成対象者は積極的にその機会や交流の場に参加するものとします。

【事務局】

第22条 事業団まちづくり振興課に事務局を置きます。

2. 事務局は、審査会や助成事業に関する事務を処理します。

【その他】

第23条 この要綱の定めのない事項については、別に理事長が定めます。

付 則

この要綱は、平成13年7月9日から施行します。

付 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行します。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行します。

付 則

1. この要綱は、令和元年7月17日から施行します。
2. この要綱の施行日において既に改正前の要綱で助成対象となった団体については、従前の要綱によるものとします。

別表1（第8条第2項関係）

費目	助成の対象となるもの	“はじめの” いっぽ	“そのさき” いっぽ
報償費	外部の講師・専門家への謝礼金など	○	○
使用賃借料	会場使用料・機材、物品等の借用費など	○	○
消耗品費	事務用品・日用品、図書など主に消耗する物品の費用	○	○
印刷製本費	コピー代、チラシ・ポスター・会報等の印刷発注など	○	○
通信運搬費	切手、送料等の郵便代、通信費など	○	○
保険料	活動に必要な保険代	○	○
委託費	専門的なことを外部に依頼する費用	○	○
備品費	提案事業の実施に必要な備品代*		○
その他 必要な経費	事業実施に必要な上記以外の経費（要相談）	○	○

*備品費の助成金利用は、上限5万円か、備品にかかる費用の1/2のどちらか低い方とする。

別表2（第10条関係）

< “はじめの”いっぽ 部門 >

公益性	提案内容が市民に役立つ内容であり、受益者が特定の個人および団体に限定されない。また、提案内容が、実施過程において市民の参画が期待できる。
実現性	予算、事業内容に無理がなく、提案内容に実現可能性がある。
共感性	提案内容が周囲の共感を得やすいものになっており、問題意識についても、同意しやすいものになっている。
公開性	団体運営について、活動状況が市民へ分かりやすく情報公開されているなど、開かれた団体運営が見込まれる。また、誰もが団体の活動に関われるようになっている。
成長性	採択後の事業団による伴走支援により、団体が発展する可能性がある。また、助成終了後も継続的な活動が期待できる。

< “そのさき”いっぽ部門 >

公益性	提案内容に地域や社会のニーズがあり、その課題解決に向けた視点が設定されている。また、受益者が特定の個人および団体に限定されない。
実現性	スケジュールや収支計画に無理がなく、提案内容に実現可能性がある。
独創性	提案内容がこれまでに取組みされていないなど、斬新な発想や独創的な魅力のある活動提案である。
公開性	市民への情報公開など、開かれた団体運営を行っている。また、誰もが団体の活動に関われるようになっている。
発展性	団体の使命や活動目標を明確に持っており、採択を受けることにより、さらなる団体の発展が見込まれる。